

「防災都市江東」の実現に向けて 江東区地域防災計画を修正



素案の概要

パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応で顕在化した諸課題や区の地域特性等を考慮し、防災体制のさらなる充実を図るために「江東区地域防災計画」の修正作業を進めています。

このたび、修正素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメントを実施します。

修正素案に対するご意見をお寄せください

修正素案に対するご意見をお寄せください。素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、防災課(区役所隣防災センター4階1番窓口)で閲覧できます。寄せられた主なご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

いただいたご意見を参考に、最終案を作成し、江東区防災会議の承認を経て、平成24年度末の改訂を予定しています。

【意見募集期間】1/11(金)~2/4(月) 必着

【意見の提出方法】①氏名②住所(区

外の方は区内在勤・在学先等の所在地)③性別④年齢⑤ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは防災課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話での受付は行いません)。

☎ 防災課防災計画係 ☎3647-9584、FAX3647-8440

地域防災計画修正スケジュール

1月11日(金)	パブリックコメント
2月4日(月)	意見募集締切
3月下旬	江東区防災会議(計画案の承認)
3月下旬~4月	東京都へ報告

主な修正方針

平成24年4月に都が公表した「首都直下地震等における新たな被害想定」を計画の前提とする

平成24年3月に策定した「江東区事業継続計画(震災編)」との整合性を図る

都地域防災計画(平成24年11月改訂)に沿った構成に変更する(特に第2部は、施策ごとに予防・応急・復旧対策の順に構成)※今回の修正は、主に震災編の内容を参考としています

東日本大震災における区の対応等から得られた教訓を反映する

郵便はがき



差出有効期間
平成25年2月8日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所

防災課

防災計画係

行

(受取人)
東陽四丁目11番28号

江東区地域防災計画(修正素案)の概要

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 東日本大震災等、過去の災害から得た教訓や、国の防災基本計画、都地域防災計画に基づく計画とする
- 計画の前提は、平成24年4月の都防災会議で決定された新たな被害想定とするが、今後国や都の想定の見直しに対して迅速に対応する
※震災被害想定の一例(2面別表)

第2章 江東区の概要

- 区の地勢の概況、区の面積と人口、

産業の特徴

第3章 江東区の社会経済状況

- 平成22年国勢調査等を基にした、区の事業所数、昼夜間人口、産業別就業者数、交通機関の利用状況等

第4章 江東区の減災目標

- 死者数を約6割、避難者数を約4割、建築物の全壊・焼失棟数を約6割、それぞれ減少させる
- 行政や防災関係機関のほか、地域のさまざまな主体が防災対策に参画する取組等を強化することにより、10年以内の目標達成を目指す

第2部 災害予防・応急・復旧計画

第1章 区の基本的理念と役割

- ハード・ソフトの両面から対策を講じることにより、防災都市江東の実現を目指す
- 安全な市街地の整備および道路・橋梁・防災関連施設の整備等の推進
- 自助、共助の取り組みを強化
- 区の業務のほか、都および鉄道事業者やライフライン事業者等、防災関係機関の業務概要

第2章 区民と地域の防災力向上

- 基本方針**
 - 自助、共助の担い手となる区民、地域、事業所等による取り組みを強化し、地域の防災力の向上を図る
- 予防・応急対策**
 - 区民一人ひとりが主体的に行動し、自らの生命を守るための積極的な啓発活動の実施
 - 幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進
 - 事業所による自助・共助の強化
 - 民間団体との協力協定や各種ボランティアとの連携

第3章 安全な都市づくりの実現

- 基本方針**
 - 都市機能の防災性を高め、安全な市街地整備等の取り組みを推進する
- 予防・応急・復旧対策**
 - 建築物の耐震化と安全対策の促進
 - 家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について普及・啓発
 - 液化化被害の危険性箇所について区民への適切な情報提供やインフラ施設等の液化化対策の実施
 - 区施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置および早期復旧として「1ビル1台」ルールの徹底を推進
 - 高層建築物の長周期地震動の危険性や高層階における室内安全対策について区民や事業者への周知

第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

- 基本方針**
 - 発災時における交通関連施設の機能維持や、各種ライフラインの機能確保についての対策を促進する
- 予防・応急・復旧対策**
 - 道路・橋梁・鉄道施設等の総合的な防災対策の推進
 - 水道・下水道・電気・ガス、通信等の総合的な防災対策の推進
 - 河川・港湾施設等の安全対策の推進

第5章 津波等対策

- 基本方針**
 - 津波による大きな被害は想定されていないが、東日本大震災以降、民間企業等と水害時の一時避難施設使用に関する安心協定を締結しており、今後も区民の安全・安心対策の推進に努める
- 予防・応急・復旧対策**
 - 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化
 - 津波警報・注意報等の伝達体制の充実
 - 地域バランスを考慮した水害時安心協定の締結
 - 河川管理施設の応急復旧や緊急工事等による復旧対策の強化

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

- 基本方針**
 - 区および都、防災関係機関等との連携強化による迅速な初動態勢を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するよう努める
- 予防・応急対策**
 - 江東区事業継続管理委員会における震災BCPの進行管理
 - 災害発生後に迅速・的確に対応する体制強化に向けた取り組みの推進
 - 区、防災関係機関、区民との協体制の確立に重点をおいた実践的な訓練の実施

- ヘリサインの設置による迅速・円滑な救助活動の確保

第7章 情報通信の確保

- 基本方針**
 - 防災関係機関相互の通信、区民への情報提供、区民相互の情報伝達について、多角的な対策を図る
- 予防・応急対策**
 - 都および防災関係機関との通信連絡体制の整備
 - 防災無線、安全安心メール、防災関連ツイッター、一斉情報配信システム等、多様な伝達手段の確保
 - 住民相互の安否確認手段や災害情報の入手方法について周知促進
 - 区民への正確な情報提供のための広報体制の強化および広聴・相談体制の構築
 - 停電(計画停電含む)による通信途絶対策の強化

第8章 医療救護等対策

- 基本方針**
 - 各種医療救護対策、防疫対策を円滑に実施するため、災害時における医療救護体制を構築する
- 予防・応急・復旧対策**
 - 区災害医療コーディネーターの設置による医療活動の充実・強化
 - 医薬品・医療資器材の確保
 - 医療施設の基盤整備の推進
 - 避難所等における感染症の発生およびまん延を防止するための迅速かつ的確な防疫活動の実施

第9章 帰宅困難者対策

- 基本方針**
 - 都の帰宅困難者対策の考え方を基本に、関係機関等との連携を強化した広域的な対策を講じる
- 予防・応急・復旧対策**
 - 区民及び事業者等に対する都帰宅困難者対策条例の周知(一斉帰宅の抑制、水や食料等の備蓄、集客施設および駅等の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保のための予防対策の実施等)
 - 帰宅困難者等への情報提供体制の強化
 - 駅前滞留者の誘導方法における警察および鉄道事業者との連携強化

第10章 避難者対策

- 基本方針**
 - 的確な避難指示、避難勧告の発令や避難所の安全・安心の確保等、避難体制の整備を推進する
- 予防・応急対策**
 - 避難の考え方や避難所・避難場所等の周知の推進
 - 災害時要援護者避難支援プランの策定による支援対策の推進
 - 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した避難所運営および女性の参画による避難所運営の推進
 - 避難所の機能確保および円滑な避難所運営体制の構築

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

- 基本方針**
 - 新たな被害想定に対応した食料や生活必需品等の確保に努めるとともに、物資の輸送・調達体制の拡充に努める
- 予防・応急・復旧対策**
 - 都と連携した発災後3日分の物資の確保
 - 災害時要援護者や女性、子ども等、避難者ニーズに対応した物資の確保

- 乳児用の飲料水など、区民による備蓄の啓発促進
- 水の安全確保、生活水の確保等の復旧対策の推進
- 発災時における円滑な物資輸送体制の構築

第12章 放射性物質対策

- 基本方針**
 - 放射性物質等の影響に対する区民の心理的動揺や混乱を軽減する対策を講じる
- 予防・応急・復旧対策**
 - 情報連絡体制の整備促進
 - 保健医療活動の実施
 - 風評被害への対応

第13章 住民の生活の早期再建

- 基本方針**
 - 区民の生活再建を迅速に実施するための取り組みを推進する
- 予防・応急・復旧対策**
 - トイレの確保およびし尿・ごみ・がれき処理等の対策強化
 - 被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給、り災証明の発行、義援金の配分、被災者生活相談等、被災者支援および生活の早期再建に向けた対策の推進

第3部 風水害予防計画

- 河川施設防災計画
- 高潮対策計画 ●道路防災計画
- 水害対策広報計画 等

第4部 風水害応急対策計画

- 水防計画
- 風水害避難計画
- 水防施設応急対策計画 等

第5部 復興計画

- 復興の基本的な考え方
- 震災復興本部の設置・運営
- 震災復興計画の策定
- 生活復興、都市復興

第6部 東海地震事前対策

- 区および防災関係機関の業務概要
- 事前の備え
- 警戒宣言発令時の対応措置

震災被害想定(抜粋)		東京湾北部地震				
条件	想定地震	東京湾北部地震				
	規模	M7.3				
	時期および時刻	冬の夕方18時				
人的被害	死者(計)	449人				
		ゆれによる建物全壊	365人			
	原因別	地震火災	82人			
		ブロック塀	3人			
	原因別	落下物	0人			
		負傷者(計)	10,164人			
	原因別	(うち重傷者)	1,654人			
		ゆれによる建物全壊	9,699人			
	原因別	地震火災	349人			
		ブロック塀	94人			
原因別	落下物	22人				
	建物被害(計)*2	11,007棟				
原因別	ゆれ・液化化による建物全壊	8,010棟				
	地震火災(焼失)	3,536棟				
物的被害	電力施設(停電率)	43.4%				
	通信施設(不通率)	7.6%				
	ガス施設(供給停止率)	34.1~100.0%				
	上水道施設(断水率)	76.5%				
	下水道施設(被害率)	27.9%				
その他	帰宅困難者	178,078人				
	避難者(うち避難生活者)	233,762人(151,945)				
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	440台				
	災害要援護者死者数	204人				
	自力脱出困難者	6,201人				
震災廃棄物		275万t				
区分		5強以下	6弱	6強	7	
東京湾北部地震(震度別面積率)		M7.3	0.00%	0.10%	99.30%	0.50%

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある
 ※2 ゆれ液化化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない

江東区地域防災計画(修正素案)について具体的な箇所へのご意見をお聴かせください。

意見募集締切：2/4(月)必着

氏名	性別	男・女
住所		
年齢	20代以下	30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

こうとう区報は発行日から3日かけて郵便ポストへお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00~19:00) ☎3950-3070へ

読み終わった区報は古紙回収へ

凡例 時日時 場所 集集 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール